

## 『現代中国法入門 〔第8版〕』補遺

——正誤表及び刊行後の新たな法の制定や改廃——

2020年1月27日

追記 2021年4月1日

### 1 正誤

- ・ 43 頁 6～7 行目 「これらを刑法 9 条にもとづき遡及的に適用した」 → 「これらを遡及的に適用した（刑法については同 9 条）」
- ・ 43 頁 8 行目 「法で」 → 「これらの刑事法で」
- ・ 48 頁 1 行目 「と海南省」 → 削除
- ・ 48 頁 2 行目 「地域を拡大した」 → 「1988 年には海南省を設置し，省全体を経済特区とした」
- ・ 54 頁 5～6 行目 「無限責任会社」 → 「企業（中国会社制度には合名会社・合資会社はない）」
- ・ 56 頁 4 行目 「行政許可法（2003 年制定）」 → 「行政許可法（2003 年制定，2019 年改正）」
- ・ 56 頁 4～5 行目 「公務員法（2005 年制定，2017 年改正）」 → 「公務員法（2005 年制定，2017 年，2018 年改正）」
- ・ 56 頁 5 行目 「政府情報公開条例（2007 年制定）」 → 「政府情報公開条例（2007 年制定，2019 年改正）」
- ・ 56 頁 8～9 行目 「エネルギー節約法（1997 年制定，2007 年，2016 年改正）」 → 「エネルギー節約法（1997 年制定，2007 年，2016 年，2018 年改正）」
- ・ 65 頁 12 行目 「2018 年 3 月，第 13 期全国人大第 1 回会議」 → 「2017 年 10 月中共 19 全大会での党章，2018 年 3 月第 13 期全国人大第 1 回会議」
- ・ 66 頁 3 行目 「任期を撤廃し」 → 「連続 3 選禁止を撤廃し」
- ・ 73 頁 16 行目 「2 条 2 項」 → 「1 条 2 項」
- ・ 86 頁 18 行目 「このほか香港・マカオ特別行政区」 → 「このほか香港，マカオの両特別行政区，人民解放軍，実行統治の及んでいない台湾省」
- ・ 102 頁 5 行目 「3 条」 → 「4 条」
- ・ 105 頁 23 行目 「1998 年 10 月 25 日」 → 「1998 年 10 月 25 日公布・施行，2016 年 1 月 13 日改正，同年 2 月 6 日公布・施行」

- ・ 105 頁 24 行目 「1989 年 10 月 13 日」 → 「1989 年 10 月 31 日公布・施行」
- ・ 106 頁 17 行目 「2001 年 12 月 12 日採択, 2013 年 7 月 18 日改正」 → 「2001 年 12 月 12 日採択, 同年 12 月 25 日公布, 2002 年 2 月 1 日施行, 2011 年 3 月 16 日, 2013 年 7 月 18 日, 2014 年 7 月 29 日, 2016 年 2 月 6 日改正」
- ・ 106 頁 18 行目 「2001 年 8 月 2 日施行」 → 「2001 年 8 月 2 日公布・施行, 2016 年 1 月 13 日, 2017 年 3 月 1 日改正」
- ・ 106 頁 23 行目 「演劇」 → 「商業演劇」
- ・ 109 頁 4 行目 「制定され」 → 「制定され (同年 4 月 1 日施行)」
- ・ 109 頁下から 5 行目 「(2016 年 1 月 1 日)」 → 削除
- ・ 109 頁下から 3 行目 「2015 年 11 月 26 日施行」 → 「2015 年 11 月 26 日公布, 2016 年 1 月 1 日施行」
- ・ 111 頁 5 行目 「1986 年 4 月 22 日採択」 → 「1986 年 4 月 12 日採択」
- ・ 111 頁 6 行目 「2015 年 12 月 27 日改正」 → 「2015 年 4 月 24 日, 2018 年 12 月 29 日改正」
- ・ 111 頁下から 4 行目 「2015 年 12 月 29 日」 → 「2015 年 12 月 27 日」
- ・ 112 頁 6 行目 「2008 年 4 月 24 日改正」 → 「2008 年 4 月 24 日, 2018 年 10 月 26 日改正」
- ・ 112 頁下から 2 行目 「53 条」 → 「56 条」
- ・ 115 頁 18 行目 「2008 年 12 月 8 日」 → 「2008 年 12 月 8 日採択, 同年 12 月 18 日公布, 同年 12 月 24 日施行」
- ・ 115 頁 20 行目 「2009 年 12 月 26 日」 → 「2009 年 7 月 13 日採択, 同年 10 月 26 日公布, 同年 11 月 4 日施行」
- ・ 118 頁 13 行目 「2002 年 1 月 1 日施行」 → 「2002 年 1 月 1 日施行, 2017 年 12 月 22 日改正・公布, 2018 年 5 月 1 日施行」
- ・ 121 頁 17 行目  
「2010 年 12 月 20 日」 → 「2010 年 11 月 26 日」
- ・ 122 頁 12～13 行目 「中央生態環境督察工作規定」 → 「中央生態環境保護督察工作規定」
- ・ 123 頁 7～8 行目 「涉外民事法律適用法」 → 「涉外民事關係法律適用法」
- ・ 125 頁 16 行目 「3 の行政組織」 → 「3 の行政組織法」
- ・ 126 頁 2 行目 「政府規章」 → 「政府規則」
- ・ 127 頁 22～23 行目 「国务院の複数の機関の管轄にわたる事項についての統一については 25 条が定める。」 → 削除
- ・ 127 頁下から 6 行目 「許可決定を」 → 「許可決定の送達を」

- ・ 128 頁表 4-1 標題 「行政許可を要する事項」 → 「行政許可を設定することができる事項」
- ・ 128 頁(1)標題 「行政許可を要する事項」 → 「行政許可を設定することができる事項」
- ・ 128 頁(2)標題 「行政許可を要さない事項」 → 「12 条に定める事項のうち行政許可を設ける必要がない事項」
- ・ 128 頁下から 3 行目 「行政許可が必要とされる事項」 → 「行政許可を設定することができる事項」
- ・ 128 頁下から 3 行目 「行政許可を設ける」 → 「そのうち行政許可を設ける」
- ・ 132 頁 14 行目 「党政機関公文処理条例」 → 「党政機関公文処理工作条例」
- ・ 132 頁 17 行目 「1996 年 7 月 5 日改正・公布・施行」 → 「1996 年 7 月 5 日改正・公布・施行, 2016 年 11 月 7 日改正・公布・施行, 2019 年 10 月 8 日改正・公布・施行」
- ・ 133 頁 11 行目 「20 条」 → 「27 条」
- ・ 133 頁 11 行目 「27 条, 37 条」 → 「37 条」
- ・ 134 頁 5 行目 「同月 28 日施行」 → 「同月 28 日施行, 2018 年 4 月 27 日改正・公布・施行」
- ・ 137 頁 19 行目 「2001 年 4 月 21 日」 → 「2001 年 4 月 28 日」
- ・ 138 頁 21 行目 「2013 年 12 月 28 日改正・公布・施行」 → 「2013 年 12 月 28 日改正・公布・施行, 2016 年 11 月 7 日改正・公布・施行」
- ・ 142 頁 5 行目 「教育を受ける権利などを」 → 「教育を受ける権利を」
- ・ 143 頁 6~8 行目 「審査権のある行政機関は, 30 日以内に」 → 「審査機関は原則として 60 日以内に」
- ・ 143 頁 8 行目 「26 条」 → 「31 条 1 項」
- ・ 144 頁 5 行目 「行政機関の不作为がある」 → 「行政機関の違法な職権行使または不作为がある」
- ・ 148 頁最終行 「行政行為」 → 「行政処罰」
- ・ 150 頁 3~4 行目 「2010 年改正・公布・施行」 → 「2010 年 6 月 25 日改正・公布, 10 月 1 日施行」
- ・ 151 頁最終行 「1988 年 12 月 23 日」 → 「1988 年 12 月 29 日」
- ・ 153 頁 3 行目 「2017 年 11 月 1 日」 → 「2017 年 9 月 1 日」
- ・ 153 頁 24 行目 「2002 年 2 月 9 日」 → 「2002 年 7 月 9 日」
- ・ 154 頁 1 行目 「2014 年 1 月 14 日公布・施行のものが」 → 「2014 年 1 月 14 日公布・施行を経て, 2019 年 3 月 3 日公布・施行のものが」
- ・ 164 頁下から 6 行目 「会社法 66 条~71 条」 → 「会社法 66 条~70 条」

- ・ 168 頁下から 4 行目 「契約法 136 条」 → 「民法通則 136」 条
- ・ 179 頁下から 2 行目 「236 条」 → 「235 条」
- ・ 188 頁 8 行目 「176 条」 → 「175 条」
- ・ 188 頁 10～11 行目 「契約法 168～173 条」 → 「168～169 条」
- ・ 200 頁 5 行目 「57 条」 → 「58 条」
- ・ 202 頁 17 行目 「2 条 1 項」 → 「2 条 2 項」
- ・ 202 頁 21 行目 「9 条」 → 「8 条」
- ・ 205 頁 15～16 行目 「[同年 8 月 8 日施行] 1 条。」の後に、「但し、2013 年 2 月 26 日の  
最高人民法院決定により、2013 年 4 月 8 日付けで廃止」
- ・ 208 頁本文 15～16 行目 「全人民所有制工業企業法（2009 年）」 → 「全人民所有制工業  
企業法（1988 年制定，2009 年改正）」
- ・ 208 頁本文 16～17 行目 「城鎮集団所有制企業条例（1991 年制定，2016 年改正）」 → 「城  
鎮集団所有制企業条例（1991 年制定，2011 年，2016 年改正）」
- ・ 208 頁本文 17 行目 「組合企業法（2006 年）」 → 「組合企業法（1997 年制定，2006 年改  
正）」
- ・ 208 頁下から 2 行目 「保険法（1995 年制定，2014 年，2015 年改正）」 → 「保険法（1995  
年制定，2002 年，2009 年，2014 年，2015 年改正）」
- ・ 208 頁最終行～209 頁 1 行目 「証券法（1998 年制定，2004 年，2013 年，2014 年改正）」  
→ 「証券法（1998 年制定，2004 年，2005 年，2013 年，2014 年改正）」
- ・ 209 頁下から 7 行目 「農村集団所有制企業条例」 → 「農村集団所有制企業条例（1990  
年制定，2001 年改正）」
- ・ 209 頁下から 7～6 行目 「都市集団所有制企業条例」 → 「城鎮集団所有制企業条例」
- ・ 209 頁最終行 「無限責任会社」 → 「無限責任の企業」
- ・ 210 頁 1～2 行目 「会社登記管理条例（1994 年制定，2014 年，2018 年改正）」 → 「会社  
登記管理条例（1994 年制定，2001 年，2005 年，2014 年，2018 年改正）」
- ・ 212 頁 12 行目 「会社法 3 条 2 項」 → 「会社法 3 条 1 項」
- ・ 213 頁下から 7 行目 「職員労働者」 → 「職員・労働者」
- ・ 219 頁 17 行目 「4 条 2 項」 → 「4 条 2 項・3 項」
- ・ 220 頁 13 行目 「完全な独立法人化に向けた」 → 「削除」
- ・ 224 頁 18 行目 「明記（1 条）」 → 「明記し（1 条），」
- ・ 231 頁 3 行目 「（国務院，2008 年）」 → 「（国務院，2008 年制定，2018 年改正）」
- ・ 241 頁 20-21 行目 「流動人口計画出産業務管理辦法（1998 年 9 月 22 日發布，1999 年 1  
月 1 日施行）」 → 「流動人口計画出産業務管理辦法（1998 年 9 月 22 日發布，1999 年 1 月

- 1日施行)但し、現行法は、流動人口計画生育工作条例(2009年5月11日公布,2009年10月1日施行である)」
- ・247頁10行目 「婚姻法解释(二)11条3号」→「婚姻法解释(二)11条1号」
  - ・253頁8行目 「養子法3条2項」→「養子法3条」
  - ・256頁11～12行目 「養子縁組登記辦法(1995年5月25日,民生部)」→「養子縁組登記辦法(民生部,1995年5月25日公布,2019年3月2日改正)」
  - ・256頁20行目 「同条」→「24条」
  - ・266頁下から4行目 「労働契約実施条例」→「労働契約法実施条例」
  - ・267頁6行目 「2条」→「3条」
  - ・272頁1行目 「42条」→「44条1号」
  - ・272頁下から7～6行目 「少年工雇用禁止規定」→「少年工使用禁止規定(2002年10月1日公布,同年12月1日施行)」
  - ・281頁下から4～3行目 「社会保険料徴収暫定条例(1999年1月22日)」→「社会保険料徴収暫定条例(1999年1月22日,2009年3月24日改正)」
  - ・285頁最終行～286頁1行目 「(「新型農村社会養老保険テストを展開することに関する指導意見」国務院,2009年9月1日)」→「(「新型農村社会養老保険テストを展開することに関する指導意見」国務院,2009年9月1日。2015年11月27日廃止)」
  - ・286頁12～13行目 「(「都市部住民社会養老保険テストを展開することに関する指導意見」国務院,2011年6月7日)」→「(「都市部住民社会養老保険テストを展開することに関する指導意見」国務院,2011年6月7日。2015年11月27日廃止)」
  - ・291頁19行目 「条例16条」→「条例15条」
  - ・298頁11～12行目 「人民法院の民事事件審理差戻しおよび再審指令の関係する問題に関する規定3条」→「2002年4月15日公布,同年8月15日施行の人民法院の民事事件審理差戻しおよび再審指令の関係する問題に関する規定3条。但し,同規定は2019年7月8日に廃止。2015年2月2日通過,同年2月16日公布,同年3月15日施行の民事裁判監督手続において厳格に法の定めるところにより再審指令及び差戻しを適用する問題に関する規定の3条1号が現行規定であるが,回数制限は定められていない)。
  - ・302頁下から7行目 「55条」→「55条1項」
  - ・303頁13行目 「13の一級行政区では,」→削除
  - ・303頁17～19行目 「原告となることができるという试点工作が実施されている(人民法院が人民検察院の提起する公益訴訟事件を審理する试点工作実施辦法1条)。」→「原告となることができる(55条2項)」
  - ・303頁19～21行目 「なお,検察院が提起する公益訴訟の第一審には参審員制度を適用す

- ることができる（検察公益解釈 7 条）」→「公益訴訟の第一審には参審員制度を適用する（人民参審員法 16 条 2 号）」
- ・ 306 頁 17 行目 「208 条」→「解釈 208 条」
  - ・ 314 頁「(ii)法源」の 3～4 行目 「刑法典を直接改正する刑法改正法 [刑法修正案]」→「刑法典を直接改正する方法（主には刑法改正法 [刑法修正案])」
  - ・ 333 頁 17～20 行の下線を削除。
  - ・ 333 頁 20 行目 「下線部はとくに」→「拘束期間を原則として 10 日以内にすることを除いては」
  - ・ 346 頁 5～6 行目 「(損) 害回復手続としては不法占有・処分による場合（たとえば窃取された物）には追奪 [追繳] 等が，それ以外の場合には民事訴訟が」→「(損) 害回復手続としては，民事訴訟のほか，不法に占有・処分された場合の返還については，追奪 [追繳] 等が」
  - ・ 346 頁 13 行目 「還付」→「返還」
  - ・ 346 頁最終行～347 頁 1 行目 「追奪等が独占し，また附帯民訴においては」→「対象外であり，また，」
  - ・ 347 頁 3 行目 「(上記座談会紀要)」→「(刑法 36 条 1 項，刑積 155 条 1 項，上記座談会紀要)」
  - ・ 357 頁 1 行目 「憲法 123 条」→「憲法 128 条」
  - ・ 357 頁 4 行目 「憲法 124 条，組織法 12 条 1 項」→「憲法 129 条，組織法 12 条」
  - ・ 357 頁 10 行目 「組織法 13 条 2 項」→「組織法 13 条」
  - ・ 364 頁 12 行目 「組織法」→「人民参審員法」
  - ・ 364 頁 19 行目 「組織法」→「人民参審員法」
  - ・ 365 頁 4 行目 「組織法」→「人民参審員法」
  - ・ 365 頁下から 6 行目 「組織法 13 条」→「人民参審員法 9 条」
  - ・ 365 頁下から 4 行目 「同 11 条」→「同 11 条 2 項」
  - ・ 365 頁最終行 「宣言」→「宣誓」
  - ・ 366 頁下から 10～9 行目 「126 条→131 条」
  - ・ 376 頁 12 行目 「弁護士事務所管理辦法 59 条 2 項」→「弁護士事務所管理辦法 59 条」
  - ・ 411 頁最終行の前に挿入 「6 月 予防未成年人犯罪法 [未成年者犯罪予防法] (11 月)」
  - ・ 416 頁 27 行目 英雄烈士保護法から人民陪審員法まで公布は 2018 年 4 月
  - ・ 424 頁 13～14 行目 「先秦時代から中華人民共和国までの，各時代ごとの中国法制史に冠する基本史料の解説・研究案内」を 2～3 行目の「滋賀秀三編『中国法制史～基本資料の研究』（東京大学出版会，1993 年）の説明に。

- ・ 424 頁 11～12 行目 「山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』（東洋文庫，2019 年）」の説明として「宋・元・明・清から中華民国北洋政府期までの史料の紹介とそれを用いた研究の手引き」

## 2 新たな法の制定や改廃

公布順。改廃を含む。施行日の明記がないものは公布月に施行。

関連する記載がある場合には，その章を附記した。

1989 年 4 月	全国人民代表大会議事規則(第 2 章, 第 3 章)
1994 年 3 月	台湾同胞投資保護法
2016 年 9 月	台湾同胞投資保護法改正(10 月施行)
2019 年 12 月	証券法 (改正) (2020 年 3 月施行) (第 6 章) 基本医療衛生与健康促進法 [基本医療衛生及び健康促進法] (2020 年 6 月) 森林法 (改正) (2020 年 7 月) 社区矯正法 [コミュニティ矯正法] (2020 年 7 月) (第 9 章) 台湾同胞投資保護法 (改正) 關於廢止有關收容教育法律規定和制度的決定 [收容教育に関する法律規定及び制度の廢止に関する決定] 最高人民法院關於民事訴訟証拠的若干規定 [民事訴訟の証拠に関する若干の規定] (2020 年 5 月施行) (第 8 章) 人民檢察院刑事訴訟規則 (第 9 章)
2020 年 2 月	普通高等学校本科專業目錄(第 11 章)
2020 年 5 月	民法 (2021 年 1 月施行) (第 2 章, 第 5 章)
2020 年 6 月	人民武装警察法 (改正) (第 3 章) 檔案法 [文書法] (改正) [2021 年 1 月] (第 4 章) 公職人員政務処分法 [2020 年 7 月] (第 3 章, 第 4 章, 第 9 章) 香港特別行政区維護国家安全法 [香港特別行政区国家安全維持法] (第 2 章, 第 3 章, 第 9 章)
2020 年 7 月	公安機關辦理刑事案件程序規定[公安機關刑事事件處理手續規定](2020 年 9 月) (第 9 章)
2020 年 8 月	城市維護建設稅法 [2021 年 9 月] (第 4 章) 契稅法 [2021 年 9 月] (第 4 章) 深圳經濟特區個人破產條例 (深圳市人民代表大會常務委員會) (第 6 章)

2020年10月	<p>生物安全法（2021年4月施行）（第4章）</p> <p>未成年人保護法〔未成年者保護法〕（改正）〔2021年6月〕（第3章，第7章，第9章）</p> <p>国旗法（改正）〔2021年1月〕（第2章，第3章）</p> <p>国徽法（改正）〔2021年1月〕（第3章，第3章）</p> <p>全国人民代表大会和地方各級人民代表大会選挙法（改正）（第3章）</p> <p>専利法〔特許法〕（改正）〔2021年6月〕（第5章）</p> <p>出口管制法〔輸出管理法〕〔2020年12月〕（第2章，第6章）</p>
2020年12月	<p>予防未成年人犯罪法〔未成年者犯罪予防法〕（改正）（2021年6月）（第9章）</p> <p>刑法（改正）（2021年3月）（第9章）</p> <p>国防法（改正）（2021年1月）（第3章）</p> <p>最高人民法院關於適用《刑事訴訟法》的解釈〔最高人民法院「刑事訴訟法の適用に関する解釈」〕〔2021年1月公布，2021年3月施行〕（第9章）</p>
2021年1月	<p>海警法〔2021年2月1日〕（第2章，第3章）</p> <p>行政処罰法（改正）〔2021年7月〕（第4章，第9章）</p>
2021年3月	<p>全国人民代表大会組織法（改正）（第2章，第3章）</p> <p>全国人民代表大会議事規則（改正）（第2章，第3章）</p> <p>香港特別行政区基本法改正</p> <p>（附件一 香港特別行政区行政長官的產生辦法〔香港特別行政区行政長官選出方法〕）</p> <p>（附件二 香港特別行政区立法会的產生辦法和表決程序〔香港特別行政区立法会選出方法及び表決手續〕）</p>

### 3 追 補（出版後の新たな動向）

(1) 2020年5月28日全国人民代表大会「香港特別行政区で国家安全を守るための法律制度及び執行メカニズムを打ち立て健全化することに関する決定」及び6月30日香港特別行政区国家安全維持法について（第3章，90頁24行目以下への追補として）

2020年には中央の中国法による香港法への浸食がさらに拡大されようとしている。前年，中央政府は香港市民による強い反対により，逃亡犯条例の制定を断念せざるを得ない状況に追い込まれた。中共はこの件から香港では「国家安全」に対するリスクが高まっている，外国勢力による香



港への介入があると認識し、危機感を抱くに至る。そこで全国人大で「香港特別行政区で国家安全を守るための法律制度および執行システムを打ち立て、健全化することに関する決定」を採択し(第13期全国人大第3回会議, 2020年5月28日), 人大常務委員会に香港で「国家安全」を守るための法律制度, 執行システム関連法を打ち立て, 健全化することを授権した。これをうけて, 常務委員会は, 6月30日に香港特別行政区国家安全維持法を制定, 公布, 同日施行した。

国歌法のように全国的法律である国家安全法を香港で実施するのではなく, 全国人大常務委員会による香港向けの特別立法を全国的法律として附件3に加えるというこれまでにない手法が採られようとしている。また, 中央が「国家安全」を脅かすと判断すれば, 内地同様, いかなる行動も禁止, 処罰の対象とされかねない。香港市民の自由や権利ばかりか, 外国人の香港における活動にもより幅広い制約が課されることが危惧される。こうして中央政府は手続面, 実体面双方から香港へのより直接的な統制を強めており, 一国二制度は約束された50年を待たずして, 二制度の実質を薄めつつある。これには国際社会からも批判の声が上がっている。

「香港特別行政区国家安全維持法の日本語訳(仮訳)」については, 下記URLを参照されたい。なお, 「中華人民共和国香港特別行政区国家安全保本法」を法令名の日本語訳としている。「維護」の日本語訳については, 今後の課題とする。

<http://www.isc.meiji.ac.jp/~china/report/>

あわせて, 鈴木賢「香港版国家安全保本法と『一国二制度』のゆくえ」ジュリスト1549(2020年9月)号84頁も参照されたい。

## (2) 民法典制定について

2020年5月28日の13期全国人民代表大会3回大会で民法典が採択され, 2021年1月1日から施行されることとなった。これまでも4度, 民法典編纂のうごきがあったがいずれも民法典制定にはいたらず, 今回5度目にして中華人民共和国ではじめての民法典制定に至った。

2021年1月1日の民法典施行にともない, 婚姻法(1950年制定, 1980年, 2001年改正), 相続[繼承]法(1985年), 民法通則(1986年制定, 1987年施行), 養子[収養]法(1991年制定, 1998年改正), 担保法(1995年), 契約[合同]法(1999年), 物権法(2007年), 不法行為[侵權]責任法(2009年制定, 2010年施行)および民法総則(2017年)は廃止される。但し, 以下に指摘するような新たな部分もあるが, 基本的には第8版の記述から大きく異なるものではない。詳細については, 必要に応じて本補遺において言及する。

今回の編纂作業は, 2014年10月の中国共産党18期4中全会コミュニケ「法による国家統治の全面推進の若干の重大問題に関する決定」で民法典の編纂が強調され, その後12期全国人大常務委員会の立法計画に民法典編纂がくわえられ, 2015年3月に全国人大常務委員会法制工作委员会が民法典起草作業をキックオフしたことに始まる。その後, 民法典総則編にあたる民

法総則が 2017 年 3 月に制定され、各編を構成することが見込まれて制定された法律(契約法、物権法など)を基礎として起草された民法典各則編(草案)が 2018 年 8 月に全国人大に提案された。2019 年 12 月に民法総則と全国人大常務委員会で議論・修正された各編草案とを合体させて民法典草案とし、13 期 3 回大会で審議・採択された。

民法典は総則編(計 204 条)、物権編(計 258 条)、契約[合同]編(計 526 条)、人格権編(計 51 条)、婚姻家庭編(計 79 条)、相続[継承]編(計 45 条)、不法行為[侵權]責任編(計 95 条)の計 7 編・1260 条(附則 2 条を含む)からなる。

民法典起草をめぐる論争点の 1 つに、人格権に関する規定を独立の編とすべきか否かという問題があった。最終的には、人格権の規定を大いに拡充して、その侵害、救済、保護の問題と併せて、総則や不法行為から独立した 1 編とさせる案が採用された。

その他の部分では、各編の基礎となった各法律と規範内容に大きな変化は見られない。もともと、物権編では居住権が新設され(366 条～371 条)、債権では契約の保全(535 条～542 条)が規定され、典型契約に売掛金担保融資(ファクタリング)[保理]契約(761 条か～769 条)、保証契約(681 条～702 条)、およびマンション管理サービス[物業服務]契約(937 条～950 条)が新たに追加され、準契約として事務管理(979 条～984 条)・不当利得(985 条～988 条)が規定されるなど、新たな時代のニーズへの対応やこれまでの学界・実務での議論の反映も見られる。

民法通則では国の政策遵守義務が規定され(通則 6 条)、婚姻法では計画出産政策のスローガンである[晩婚晩育](婚期・出産を遅らせる)が提唱されたり(婚姻法 6 条)、養子法でもひとりっ子政策を遵守する規定がおかれていたりしたが(養子法 3 条)、民法典からは政策の法源性に関する規定は一掃されている。また、中国の法律には[刑民不分]つまり刑事法と民事法が未分離・融合している状態がしばしば存在した。これは、養子法に存在した「養子に名を借りた子どもの売りどばし行為は、刑事責任を追及する」(31 条)という条文が典型的であるが、民事責任に関する規定の中に情状が劣悪な場合には刑罰規定や行政罰を科すという規定が滑り込んでいるものである。このような[刑民不分]にあたる規定も一掃されている。ちなみに、2017 年の民法総則 187 条(民法典 187 条)前段で、「民事主体が同一の行為により、民事責任、行政責任および刑事責任を負わなければならないとき、行政責任または刑事責任を負うことは、民事責任を負うことに影響しない。」と規定し、民事責任、刑事責任および行政責任の峻別を図っている(同旨は、2009 年の不法行為責任法 4 条 1 項にも見ることができる)。

日本でも「離婚のクーリングオフ」として報道されているが、離婚登記申請後に一方が翻意した場合には撤回を認める制度が導入された(1077 条)。ユニークな規定であるが、今後の実務の動向が注目される。

## 【第5章（民法）及び第7章I（家族法）本文所掲条文と民法典との対照（一部正誤情報）】

※条文内容が同じものも文言が異なるものもあります。

### 正 誤

- ・ 164 頁下から 6 行目 「会社法 66 条～71 条」 → 「会社法 66 条～70 条」
- ・ 168 頁下から 4 行目 「契約法 136 条」 → 「民法通則 136 条」
- ・ 188 頁 8 行目 「契約法 176 条」 → 「契約法 175 条」
- ・ 188 頁 10～11 行目 「契約法 168 条～173 条」 → 「契約法 168 条～169 条」
- ・ 202 頁 7 行目, 17 行目 「不法行為責任法 2 条 1 項」 → 「不法行為責任法 2 条 2 項」

### 本文所掲条文と民法典との対照

#### 第 5 章（民法）

- ・ 161 頁下から 2 行目 契約法 3 条→4 条
- ・ 162 頁 3 行目 契約法 4 条→5 条
- ・ 162 頁 11 行目 契約法 5 条・6 条→6 条・7 条
- ・ 162 頁下から 8 行目 契約法 7 条→8 条・10 条。関連条文 132 条・153 条。
- ・ 163 頁 2 行目 契約法 52 条 4 号→132 条。場合によって 185 条
- ・ 163 頁 12 行目 相続法 28 条→1155 条
- ・ 163 頁下から 8 行目 契約法 47 条→削除
- ・ 166 頁 16 行目 契約法 52 条 1 号→148 条～151 条
- ・ 166 頁下から 3～2 行目 契約法 16 条 1 項→474 条・484 条
- ・            "                    契約法 26 条 1 項→137 条
- ・ 167 頁 3～4 行目 契約法 16 条 2 項・26 条 2 項→削除
- ・ 167 頁下から 4～3 行目 契約法 49 条→172 条
- ・ 167 頁最終行 契約法 50 条→504 条
- ・ 168 頁下から 4 行目 契約法 136 条（上記正誤参照，民法通則 136 条）→削除
- ・ 168 頁下から 2 行目 同（契約法）129 条→594 条
- ・ 170 頁 2～3 行目 物権法 3 条 1 項・2 項→206 条 1 項・2 項
- ・ 170 頁 5 行目 物権法 3 条 3 項・4 条→206 条 3 項・207 条
- ・ 170 頁 6～7 行目 物権法 2 条 2 項→115 条
- ・ 170 頁 9 行目 物権法 5 条→116 条
- ・ 170 頁 10 行目 物権法 9 条→208 条前段
- ・ 170 頁 11 行目 物権法 23 条→208 条後段

- ・ 170 頁 12 行目 物権法 129 条→335 条
- ・       "       物権法 158 条→373 条
- ・       "       物権法 24 条→225 条
- ・       "       物権法 188 条, 189 条→403 条
- ・ 170 頁 14～15 行目 物権法 19 条 1 項・2 項, 20 条→220 条 1 項・2 項, 221 条
- ・ 171 頁 14 行目 物権法 34 条→235 条
- ・       "       物権法 35 条→236 条
- ・ 171 頁 15 行目 物権法 33 条→234 条
- ・       "       物権法 36 条→237 条
- ・ 171 頁 16 行目 物権法 37 条→238 条
- ・ 171 頁下から 6～5 行目 物権法第 5 章→民法典物権編 (第 2 分編所有権) 第 5 章
- ・ 171 頁下から 4 行目 物権法 3 条 3 項・4 条→206 条 3 項・207 条
- ・ 171 頁下から 2 行目 物権法 46 条～52 条→247 条～254 条
- ・ 171 頁下から 2～1 行目 物権法 47 条→249 条
- ・ 171 頁最終行 物権法 58 条～60 条→260 条～262 条
- ・ 172 頁 2 行目 物権法 45 条→246 条
- ・ 172 頁 11 行目 物権法 70 条→271 条
- ・ 172 頁 12～13 行目 物権法 73 条→274 条
- ・ 173 頁 1 行目 物権法 93 条→275 条
- ・ 173 頁 3 行目, 9 行目 物権法 97 条→301 条
- ・ 173 頁 4 行目 物権法 101 条→305 条
- ・ 173 頁 10 行目 物権法 99 条→303 条
- ・ 173 頁 11 行目 物権法 102 条→307 条
- ・ 173 頁 13 行目 物権法 103 条→308 条
- ・ 173 頁 19 行目, 22 行目 物権法 106 条 1 項・2 項→311 条 1 項・2 項
- ・ 173 頁下から 3 行目 物権法 109 条～112 条→314 条～317 条
- ・ 173 頁下から 2 行目 物権法 115 条～116 条→320 条～321 条
- ・ 174 頁 8 行目 物権法 124 条～127 条→330 条～333 条
- ・ 174 頁 11 行目 物権法 126 条 1 項→332 条 1 項
- ・ 174 頁 12 行目 物権法 126 条 2 項→332 条 2 項
- ・ 174 頁 14 行目 物権法 128 条→334 条
- ・ 174 頁 16 行目 物権法 184 条 2 号→339 条 2 号
- ・ 174 頁 18 行目 物権法 133 条→342 条

- ・ 174 頁 22 行目 物権法 128 条→334 条
- ・ 174 頁下から 2 行目 物権法 135 条→342 条
- ・ 175 頁 1 行目 物権法 137 条→347 条
- ・ 175 頁 2 行目 物権法 138 条→348 条
- ・ 175 頁 5 行目 物権法 152 条→362 条
- ・ 175 頁 7 行目 物権法 184 条 2 項→399 条 2 号
- ・ 175 頁 8 行目 物権法 154 条→364 条
- ・ 175 頁 11 行目 物権法 14 章→民法典物権編 15 章
- ・ 175 頁 12 行目 物権法 157 条→373 条
- ・ 175 頁 13 行目 物権法 158 条→374 条
- ・     "          物権法 169 条→385 条
- ・ 175 頁 15 行目 物権法 117 条→323 条
- ・ 175 頁 17 行目 物権法 122 条→328 条
- ・ 175 頁 18 行目 物権法 123 条→329 条
- ・ 176 頁 7～9 行目 物権法 178 条→削除
- ・ 176 頁 16～17 行目 物権法 180 条 1 項 1 号～6 号→395 条 1 項 1 号～6 号 (3 号につき荒地請負経営権→海域使用権)
- ・ 176 頁 18 行目 物権法 180 条 1 項 7 号→395 条 1 項 7 号
- ・ 176 頁 20 行目 物権法 184 条 2 号・3 号→399 条 2 号・3 号
- ・ 176 頁 21 行目 物権法 182 条・183 条→397 条・398 条
- ・ 176 頁下から 3 行目 物権法 200 条→417 条
- ・ 177 頁 1 行目 物権法 181 条→396 条
- ・ 177 頁 5 行目 物権法 189 条→403 条・404 条
- ・ 177 頁 7 行目 物権法 185 条→400 条
- ・ 177 頁 7 行目 物権法 186 条→401 条
- ・ 177 頁 9 行目 物権法 187 条～189 条→402 条・403 条・404 条
- ・ 177 頁 10 行目 物権法 190 条→405 条
- ・ 177 頁 13 行目 物権法 191 条→406 条
- ・ 177 頁 14 行目 物権法 217 条→431 条
- ・ 177 頁 18 行目 物権法 192 条→407 条
- ・ 177 頁 20 行目 物権法 193 条→408 条
- ・ 177 頁 22 行目 物権法 195 条 1 項→410 条 1 項
- ・ 177 頁下から 2 行目 物権法 195 条 2 項→410 条 2 項

- ・ 178 頁 4 行目 物権法 199 条→414 条
- ・ 178 頁 7 行目 物権法 203 条→420 条
- ・ 178 頁 9 行目 物権法 204 条→421 条
- ・ 178 頁 10 行目 物権法 205 条→422 条
- ・ 178 頁 15～16 行目 物権法 206 条→423 条
- ・ 178 頁 17 行目 物権法 207 条→424 条
- ・ 178 頁 20 行目 物権法 210 条→427 条
- ・ 178 頁 21 行目 物権法 212 条→429 条
- ・ 178 頁 22 行目 物権法 211 条→428 条
- ・ 178 頁最終行 物権法 215 条→432 条
- ・ 179 頁 5 行目 物権法 216 条→433 条
- ・ 179 頁 9 行目 物権法 220 条→437 条
- ・ 179 頁 10 行目 物権法 222 条→439 条
- ・ 179 頁 13 行目 物権法 223 条→440 条
- ・ 179 頁 16 行目 物権法 224 条→441 条
- ・ 179 頁 18 行目 物権法 226 条～228 条→443 条～445 条
- ・ 179 頁 22～23 行目 物権法 232 条→449 条
- ・ 179 頁下から 3 行目 物権法 234 条→451 条
- ・ 179 頁下から 2 行目 物権法 236 条→453 条
- ・ 180 頁 2 行目 物権法 237 条→454 条
- ・ 180 頁 3～4 行目 物権法 239 条→456 条
- ・ 180 頁 6 行目 物権法 240 条→457 条
- ・ 180 頁 9～10 行目 担保法 89 条・91 条, 契約法 115 条→586 条・587 条
- ・ 180 頁 12 行目 担保法 6 条→681 条
- ・ 180 頁 13～14 行目 担保法 16 条→686 条
- ・ 180 頁下から 4 行目 物権法 242 条→459 条
- ・ 180 頁下から 2 行目 物権法 243 条→460 条
- ・ 181 頁 5 行目 物権法 244 条→461 条
- ・ 181 頁 11 行目 物権法 245 条→462 条
- ・ 182 頁 16 行目 物権法 42 条→243 条
- ・ 182 頁 16 行目 物権法 44 条→245 条
- ・ 182 頁 17 行目 物権法 38 条→239 条
- ・ 185 頁 5 行目 契約法 1 条→削除。関連部分につき書き直しを要す。

- ・ 185 頁 14 行目 契約法 127 条→534 条
- ・ 185 頁 18 行目 契約法 10 条→469 条
- ・ 185 頁 21 行目 契約法 12 条→470 条
- ・ 185 頁 23 行目 契約法 77 条→543 条
- ・ 185 頁 24 行目 契約法 126 条→削除
- ・ 186 頁 15 行目 契約法 6 条→7 条
- ・ 186 頁 16 行目 契約法 66 条→525 条
- ・       "       契約法 68 条・69 条→527 条・528 条
- ・       "       契約法 73 条→535 条
- ・ 186 頁 17 行目 契約法 74 条→538 条～540 条
- ・       "       契約法 75 条→541 条
- ・       "       契約法 101 条～104 条→570 条～574 条
- ・ 186 頁 18 行目 契約法 107 条→577 条
- ・ 186 頁 20 行目 契約法 50 条→504 条
- ・       "       契約法 60 条 2 項→509 条 2 項・3 項
- ・ 186 頁 21 行目 契約法 92 条→558 条
- ・ 186 頁 22 行目 契約法 94 条 2 項→563 条 2 項
- ・ 186 頁 23 行目 契約法 107 条→577 条
- ・ 187 頁 1 行目 契約法 16 条→137 条・474 条・491 条
- ・ 187 頁 2 行目 契約法 137 条→600 条
- ・ 187 頁 4 行目 契約法 39～41 条→600 条
- ・ 187 頁 9 行目 契約法 53 条→506 条
- ・ 187 頁 15 行目 契約法 13 条～31 条→469 条～489 条
- ・ 187 頁 17～18 行目 契約法 42 条→500 条
- ・ 187 頁 18 行目 契約法 80 条→546 条
- ・ 187 頁 19 行目 契約法 84 条→551 条
- ・ 187 頁 21 行目 契約法 117 条→590 条
- ・ 188 頁 6 行目 契約法 130 条→595 条
- ・ 188 頁 8 行目 (契約法 176 条を同 175 条に改めた上で) →647 条
- ・ 188 頁 9 行目 契約法 150 条～158 条→612 条～621 条
- ・ 188 頁 9～10 行目 契約法 142 条～149 条→604 条～611 条
- ・ 188 頁 10 行目 契約法 167 条→634 条
- ・ 188 頁 10～11 行目 契約法 168 条～169 条→635 条～636 条

- ・ 188 頁 11 行目 契約法 170 条～171 条→637 条～640 条
- ・ 190 頁 3 行目 不法行為責任法 5 条→1178 条
- ・ 190 頁 6～7 行目 責任法 2 条 1 項→1165 条 1 項
- ・ 190 頁 14 行目 責任法 2 条 2 項→削除。110 条参照。
- ・ 190 頁 16 行目 責任法 1 条→削除。
- ・ 190 頁 17 行目 責任法 6 条 1 項→1165 条 1 項
- ・ 190 頁 20 行目 責任法 6 条 2 項→同条 2 項（1165 条 2 項）
- ・ 190 頁下から 2 行目 責任法 15 条→1167 条。また、179 条参照。
- ・ 191 頁 4 行目 責任法 7 条→1166 条
- ・ 191 頁 8 行目 責任法 41 条～47 条→1202 条～1207 条
- ・ 191 頁 12 行目 責任法 43 条 1 項→1203 条 1 項
- ・ 191 頁 13 行目 責任法 41 条→12020 条
- ・ 191 頁 16 行目 責任法 42 条→削除。関連条文として 1203 条 1 項
- ・ 191 頁 18 行目 責任法 43 条 2 項→1203 条 2 項前段
- ・ 191 頁 20 行目 責任法 43 条 3 項→1202 条 2 項後段
- ・ 191 頁 23 行目 責任法 44 条→1204 条
- ・ 191 頁下から 2 行目 責任法 46 条→1206 条
- ・ 192 頁 2 行目 責任法 47 条→1207 条
- ・ 192 頁 3 行目 責任法 48 条～53 条→1208 条～1217 条
- ・ 192 頁 5 行目 責任法 48 条→1208 条
- ・ 192 頁 9 行目 責任法 49 条→1209 条
- ・ 192 頁 10 行目 責任法 50 条→1210 条
- ・ 192 頁 11 行目 責任法 52 条→1215 条
- ・        "        責任法 53 条→1216 条
- ・ 192 頁 13 行目 責任法 54 条～64 条→1215 条
- ・ 192 頁 16 行目・18 行目 責任法 54 条→1218 条
- ・ 192 頁 17 行目 責任法 58 条→1222 条
- ・ 192 頁 19 行目 責任法 55 条→1219 条
- ・ 192 頁 20 行目 責任法 61 条→1225 条
- ・ 192 頁 21 行目 責任法 62 条→1226 条
- ・ 192 頁下から 3 行目 責任法 63 条→1227 条
- ・ 193 頁 4 行目 責任法 65 条～68 条→1229 条～1235 条
- ・ 193 頁 7 行目 責任法 65 条→1229 条



- ・ 193 頁 8 行目 責任法 66 条→1230 条
- ・ 193 頁 9 行目 責任法 67 条→1231 条
- ・ 193 頁 12 行目 責任法 68 条→1233 条
- ・ 193 頁 13 行目 責任法 69 条～77 条→1236 条～1244 条
- ・ 193 頁 13～14 行目 責任法 70 条→1237 条
- ・ 193 頁 14 行目 責任法 71 条→1238 条
- ・ 193 頁 15 行目 責任法 73 条→1240 条
- ・ 193 頁 17 行目 責任法 72 条→1239 条
- ・ 193 頁 19 行目 責任法 69 条→1236 条
- ・ 193 頁 20 行目 責任法 78 条～84 条→1245 条～1251 条
- ・ 193 頁 22 行目 責任法 78 条→1245 条
- ・ 193 頁 23～24 行目 責任法 82 条→1249 条
- ・ 193 頁最終行 責任法 83 条→1250 条
- ・ 194 頁 1 行目 責任法 85 条～91 条→1252 条～1258 条
- ・ 194 頁 2 行目 責任法 85 条→1252 条
- ・     "         責任法 86 条→1253 条
- ・ 194 頁 2～3 行目 責任法 87 条→1254 条
- ・ 194 頁 3 行目 責任法 88 条→1255 条
- ・     "         責任法 90 条→1257 条
- ・ 194 頁 5 行目 責任法 89 条→1256 条
- ・ 194 頁 6 行目 責任法 91 条→1258 条
- ・ 194 頁 10 行目 責任法 32 条 1 項→1188 条 1 項
- ・ 194 頁 12 行目 責任法 32 条 2 項→1188 条 2 項
- ・ 194 頁 14 行目 責任法 33 条 1 項→1190 条 1 項
- ・ 194 頁 15 行目 責任法 33 条 2 項→1190 条 2 項
- ・ 194 頁 16 行目 責任法 34 条・35 条→1191 条・1192 条
- ・ 194 頁 17 行目 責任法 36 条→1194 条～1197 条
- ・ 194 頁 20 行目 責任法 7 条→1198 条
- ・ 194 頁 21 行目 責任法 38 条～40 条→1199 条～1201 条
- ・ 194 頁下から 2 行目 責任法 16 条前段→1179 条前段
- ・ 194 頁最終行 責任法 20 条→1182 条
- ・ 195 頁 2 行目 責任法 16 条後段→1179 条
- ・ 195 頁 21 行目 責任法 17 条→1180 条

- ・ 196 頁 8 行目 責任法 22 条→1183 条
- ・ 207 頁最終段落につき、国際私法規定は民法典の編としては設けられなかった。

## 第 7 章 I (家族法)

- ・ 239 頁下から 4～3 行目 婚姻法 3 条 1 項 (本文所掲のほか同法 2 条, 民法通則 103 条を含めて) →110 条・1041 条・1042 条
- ・ 240 頁 3 行目 婚姻法 30 条→1069 条
- ・ 240 頁 8 行目 婚姻法 2 条 1 項→1041 条 2 項
- ・ 240 頁 14 行目 婚姻法 46 条→1091 条
- ・ 241 頁 4 行目 婚姻法 2 条 2 項→1041 条 3 項
- ・ 241 頁 10 行目 婚姻法 2 条 3 項・16 条→削除
- ・ 241 頁 15 行目 婚姻法 6 条→1047 条
- ・ 242 頁 11 行目 婚姻法 5 条→1046 条
- ・     "            婚姻法 6 条→1047 条
- ・ 242 頁 13 行目 婚姻法 7 条→1048 条
- ・ 243 頁 11 行目 婚姻法 8 条→1049 条
- ・ 244 頁 6 行目 婚姻法 10 条→1051 条
- ・ 244 頁 8 行目 婚姻法 11 条→1056 条
- ・ 245 頁 4 行目 婚姻法 8 条→1049 条
- ・ 245 頁 15 行目 婚姻法 14 条→1056 条
- ・ 245 頁 17 行目 婚姻法 9 条→1050 条
- ・ 245 頁 18 行目 婚姻法 22 条→1015 条 (人格権として)
- ・ 246 頁 1 行目 婚姻法 20 条→1059 条
- ・ 246 頁 2 行目 婚姻法 24 条 1 項→1061 条
- ・ 246 頁 3 行目 婚姻法 15 条→1057 条
- ・ 246 頁 8 行目 婚姻法 19 条→1065 条
- ・ 246 頁 12 行目 婚姻法 19 条 1 項→1065 条 1 項
- ・ 246 頁 19 行目 婚姻法 17 条 1 項→1062 条 1 項
- ・ 246 頁最終行 婚姻法 17 条 2 項→1062 条 2 項
- ・ 247 頁 9 行目 婚姻法 18 条→1063 条
- ・ 248 頁 6 行目 相続法 26 条 1 項→1153 条
- ・ 248 頁 21 行目 婚姻法 31 条→1076 条
- ・ 249 頁 5 行目, 6 行目, 8 行目, 13 行目 婚姻法 32 条 1 項・2 項・3 項・4 項→1079 条 1

項・2項・3項・4項

- ・250頁5行目 婚姻法33条→1081条
- ・250頁7行目 婚姻法34条→1082条
- ・250頁12行目 婚姻法39条→1087条
- ・250頁14行目 婚姻法46条→1091条
- ・250頁16行目 婚姻法17条・18条・19条→1062条・1063条・1065条
- ・250頁20行目 婚姻法41条→1089条
- ・251頁1行目 婚姻法39条2項→1087条2項
- ・251頁6行目 婚姻法47条→1092条
- ・251頁10行目 婚姻法40条→1088条
- ・251頁12行目 婚姻法42条→1090条
- ・251頁17行目 婚姻法46条→1091条
- ・251頁最終行 婚姻法36条1項・2項→1084条1項・2項
- ・252頁5行目 婚姻法36条3項→1084条3項
- ・252頁14行目 婚姻法37条1項→1085条1項
- ・252頁18行目 婚姻法38条→1086条
- ・253頁2～3行目 婚姻法34条→1082条
- ・253頁6行目 婚姻法21条4項→削除
- ・253頁8行目 養子法3条2項（を同法3条に改めて）→削除
- ・253頁16～17行目 婚姻法21条1項・24条2項→1067条・1070条
- ・253頁17～18行目 婚姻法23条→1068条
- ・253頁20行目 婚姻法25条1項→1071条1項
- ・254頁5行目 婚姻法27条2項→1072条2項
- ・256頁18行目 養子法23条→1111条
- ・256頁20行目（同条とあるのを改めて）養子法24条→1112条
- ・258頁4行目 37カ条→45カ条
- ・258頁20行目 相続法19条→1141条
- ・259頁1行目 相続法3条→削除
- ・259頁8行目 相続法33条1項→1161条1項
- ・259頁11行目 相続法26条→1153条
- ・259頁17行目 相続法10条→1127条
- ・259頁20行目 相続法11条→1128条
- ・259頁22行目 相続法12条→1129条

- ・ 260 頁 5 行目 相続法 13 条→1130 条
- ・ 260 頁 8～9 行目 相続法 16 条→1133 条
- ・ 260 頁 10 行目 相続法 17 条→1139 条
- ・ 260 頁 13 行目 相続法 19 条→1141 条
- ・ 260 頁 19 行目 相続法 31 条→1158 条
- ・ 261 頁 6 行目 相続法 14 条→1131 条

#### 4 書 評

徐行(北海道大学大学院法学研究科准教授)『書齋の窓』2020 年 7 月号

[http://www.yuhikaku.co.jp/shosai\\_mado/2007/HTML5/index.html#/page/14](http://www.yuhikaku.co.jp/shosai_mado/2007/HTML5/index.html#/page/14)

※著者による紹介

(日本語)

[https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/ja/F\\_00206.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/ja/F_00206.html)

(英語)

[https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/en/F\\_00206.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/en/F_00206.html)